総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［アジア拠点化・国際物流分野］　平成25年度

正
準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

未来創造「新・ものづくり」特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年11月］

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ)＋ⅱ)の平均値　(4.9＋4.0)／2＝4.5　**A**

ｉ)取組の進捗（下記より該当するものを選択）

レ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度	
1－1	産地力の強化：農業産出額	代替指標	B
1－2	産地力の強化：農業参入した企業による耕作面積増	A	
2－1	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大：製造品出荷額等	代替指標	A
2－2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大：新規立地件数	A	
2－3	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大：新規立地に伴う雇用増	A	

レ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1－1	産地力の強化：農業産出額　⇒　農業産出額（計測方法が異なる。）	D
2－1	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大：製造品出荷額等 ⇒　2－2および2－3で代替	上記

□ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×1＋4×1＋3×0＋2×0＋1×0)／2＝4.5　①…4.5

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「農業産出額」について、「増加した営農地面積x平均反収」を代替指標として用いることは妥当である。また、耕作放棄地における作付け品種の変更による変動要素等も加味し、適正な進捗管理が行われている。耕作放棄地対策事業、農地集約化促進事業、農業振興エリア整備事業、農商工連携/6次産業化推進事業等が連携して実施されている。H23年度からH25年度までに、新規造成が一度も実現されていないことは（耕作放棄地再生ににとどまっているのは）残念である。
・「農業参入した企業による耕作面積増」について、複数の事業を組み合わせて包括的に農業参入の促進を図っている点が評価できる。一方、農業産出額が目標を大きく下回っているのに対し、農業参入した企業による耕地面積が目標を大きく上回っている点に違和感を覚える。
・「新規立地件数」及び「新規立地に伴う雇用増」について、市独自の企業立地促進支援事業、固定資産税/事業者税に対する補助制度、地域イノベーション戦略支援プログラム等が新規企業の立地件数の向上に繋がっている。なお、企業立地に対する補助や助成については、コスト・ベネフィットという点についても配慮・記述が欲しい。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…+0.4

ｉ)の評価　①＋②　**4.9**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2＋2＋2＋3)／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	産地力の強化	B
2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大	B

（専門家所見（主なもの））
・「農業産出額」について、耕作放棄地対策事業等により耕作放棄地の面積が着実に減少し、営農地が拡大してきた点は評価できる。従来、新規造成面積（増加した営農地面積）は耕作放棄地再生が中心であったが、今後は農業振興エリア整備事業等を順調に進め、農地の新規造成や未利用地の農地への集約化等を促進することが重要である。しかし、H24年度、H25年度の実績値がともに14億円であることを踏まえると、H28年度に60億円まで産出額が拡大するかは疑問が残る。
・「農業参入した企業による耕作面積増」については、企業の農業参入推進事業や耕作放棄地対策事業等により、参入企業数の拡大と新たな営農地の拡大・集約化が進むことを期待したい。
・「新規立地件数」について、市街化調整区域内に工業用地誘導地区をもうけることにより、当面の工業用地確保の目処がたったことは評価できる。また、「新規立地に伴う雇用増」については、企業活動がしやすい環境をより一層整備していくことにより、新規参入に加え、既存企業の拡大や雇用の増大が図れるのではないか。ただし、「新規立地件数」及び「新規立地に伴う雇用増」のいずれも代替指標であることに注意が必要である。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値	（5×0＋4×2＋3×0＋2×0＋1×0）／2＝4.0	4.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.4+3.8)／2＝3.6　　**B**

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]
●市街化調整区域への企業立地に係る農振法・農地法のガイドラインの弾力的運用
（概要）
・工場立地誘導地区について一定の方針の下、除外・転用が可能となった。
（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））
・内陸部への急な移転を要した工場立地誘導地区への企業移転に向けた手続が進められていることについて、国と地方の協議結果を踏まえ、国・県・市による調整を行った成果と考えられる。
（専門家所見（主なもの））
・市街化調整区域への企業立地に係る農振法・農地法のガイドラインの弾力的運用については、地域経済において大きな意義があったと考えられる。
・国・県・市の3者による調整と手続きの経験は、今後の規制特例措置の参考となる。

3.8

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
・5件の利子補給金の申請に対し、4件が認められているにもかかわらず、「利子補給が認められた額は申請額の35.3%」と低いものにとどまっていることについて説明が欲しい。

3.0

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　(3.8+3.0)／2＝3.4　　3.4

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
・農業と工業のバランスある土地利用を図り、企業の新規参入や高付加価値製品への転換・拡大、ものづくりの集積地域の維持・発展を図っている。
・財政支援については、税金が支出されているという現状を踏まえ、コスト・ベネフィットという点についても配慮・記述が欲しい。

3.8

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

数値の根拠を明記し、それに基づいて報告がなされている。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(4.5+3.6)/2+0.50＝4.6

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））
・様々な取組みを通じて、農業分野・工業分野ともに企業の新規参入が認められ、特に、より付加価値の高い製品の生産拡大や雇用の増大が見られることは高く評価できる。
・市独自で企業立地を促進する補助金制度や固定資産税・事業所税への補助等を設け、また、企業の農業参入推進策や耕作放棄地対策、農地集約促進対策、農業振興エリア整備等の支援措置を講じており、市の目指す「農業と工業のバランスある両立」を図りながら、着実に新産業の創出と集積産業の維持・発展に努めている。
・なお、コスト・ベネフィットと言った点にも配慮が必要である。

このため、ⅠとⅡの平均値（4.05）に上記所見を加味（+0.50）し、総合評価結果をA（4.6）とする。

A

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。